

## かながわ生物多様性計画の改定に関する検討委員会設置要綱

## (設置目的)

第1条 生物多様性基本法の規定に基づき策定した、神奈川県における生物多様性地域戦略（以下「かながわ生物多様性計画」という。）の改定に当たり、協議・検討を行うことを目的として、かながわ生物多様性計画の改定に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

## (協議・検討事項)

第2条 検討委員会は、計画に係る次の事項について、専門的な見地から検討を行う。

- (1) 本県における生物多様性保全施策の現状と課題の整理に関すること。
- (2) 社会状況の変化や新たな課題への対応に関すること。
- (3) かながわ生物多様性計画に関する取組の方向性に関すること。
- (4) その他目的に照らし検討が必要な事項に関すること。

## (設置期間)

第3条 検討委員会の設置期間は、第3回検討委員会の実施日までとする。

## (組織等)

第4条 検討委員会は、学識経験者、自然保護団体理事等から選定した者9名をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

## (委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて議事に関係ある者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境農政局緑政部自然環境保全課が行う。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年1月23日から施行する。

## 別表（第4条関係）

	所属	役職名	氏名
1	明治大学 農学部	教授	倉本 宣
2	日本大学 生物資源科学部	特任教授	島田 正文
3	神奈川県 水産技術センター内水面試験場	専門研究員	勝呂 尚之
4	日本大学 生物資源科学部	助教	炭山 大輔
5	東京農業大学 地域環境科学部	教授	武生 雅明
6	神奈川県立 生命の星・地球博物館	学芸部長	田中 徳久
7	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 多摩森林科学園	教育的資源研究 グループ長	林 典子
8	特定非営利活動法人 丹沢自然保護協会	副理事長	皆川 康雄
9	特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会	理事	村上 雄秀